

第7章 廃棄物（一般廃棄物）

1 ごみの排出量

平成30年度における市内のごみ総排出量は25,372tで、平成29年度（24,831 t）より541 t増加しました。（図7-1-1）

市民1人1日当たりのごみ排出量は840gで、平成29年度（818g）より22g増加しています。（図7-1-1）

また、家庭系の市民1人1日当たりごみ排出量は549gで、平成29年度より5g増加し、事業系の市民1人1日当たりごみ排出量は291gで、平成29年度より17g増加しています。これは、市内のごみ排出量の増加の原因が、事業系ごみ排出量の増加が要因であることが示唆されます。

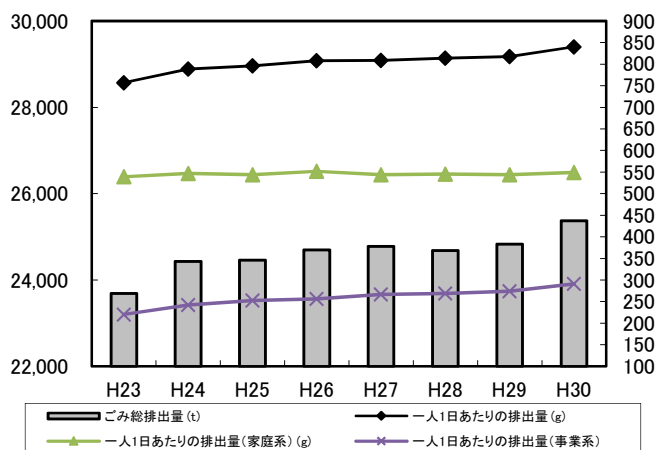


図7-1-1 ごみ総排出量と市民1人1日当たりの排出量

2 ごみ排出量削減に向けた取組み

ごみ排出量の削減に向けて、ごみの分別の徹底やリデュース・リユース・リサイクルの3R運動を推進していますが、全体の約75%を占める燃やせるごみを減らすため、本市では次の取組みを重点的に推進しています。

(1) 出前講座の実施

市民に正しいごみ分別方法や、家庭でできる生ごみ堆肥化を学んでもらい、ごみの減量化、リサイクルに繋げようと、市では出前講座を実施しています。ごみに関する出前講座として、平成23年度からごみ分別講座（外国人向けを含む。）に加え、ダンボールコンポスト講習会を実施しています

表7-2-1 出前講座の実施回数（イベント等を含む）

年度	実施回数
平成26年度	17回
平成27年度	28回
平成28年度	25回
平成29年度	19回
平成30年度	24回

古紙類の回収については、町内会や子ども会など地域住民により実施されていますが、回収量を増やすために、実施回数を増やす呼びかけや、普段燃やせるごみとして出されることの多い雑がみを古紙類のリサイクルに回すために、「雑がみ救出作戦」と銘打って、その普及啓発に取り組んでいます。

燃やせるごみには、資源としてリサイクルできる菓子の空き箱などの紙類がまだあると予想され、ごみ排出量の削減が可能と考えられます。

近年、市が把握している回収量は減少していますが、理由として、情報の電子化による紙媒体の減少や、スーパーマーケット等での店頭回収が考えられます。

表7-2-2 古紙回収量経年変化

年度	回収量	実施回数
平成26年度	2,800 t	696回
平成27年度	2,541 t	684回
平成28年度	2,336 t	672回
平成29年度	2,063 t	639回
平成30年度	1,980 t	626回

(2) 古紙類のリサイクルの推進

「雑がみ救出作戦」啓発チラシ



(3) 生ごみリサイクルの推進

生ごみは、燃やせるごみの約4割を占めています。水分を多く含むため、焼却には多くのエネルギーが必要です。

ア) 生ごみ処理器設置の推進

市では、生ごみ減量化と再利用化を促進するため、微生物を利用した生ごみ処理器を購入する世帯に奨励金を交付するなどしています。

イ) ダンボールコンポストの推進

ダンボールコンポストは、生ごみ堆肥化の方法の一つであり、住宅地やアパートに住む方でも生ごみ堆肥化が可能です。方法としては、ダンボールにもみ殻くん炭とピートモスを入れ、生ごみを投入して混合し、醗酵させて堆肥化させます。ほかの方法よりも臭い、虫などの発生が少ないことが特徴です。

出前講座などでの普及啓発に取り組んでおり、講習会を受講された方からは「ほかの方法と違い臭いや虫の発生もほとんどなく、堆肥化に成功した。」といった喜びの声をお聞きしています。



ウ) おいしいえちぜん食べきり運動の推進

まだ食べられるのに捨てられている食べ物「食品ロス」は、日本で年間約 643 万トンにもなり、これを国民一人あたりに換算すると、お茶碗 1 杯分 (約 139g) の食べ物が毎日捨てられていることとなります。

市では、『おいしい えちぜん 食べきり運動』として、食べ物に感謝して、おいしい食事を楽しみながら、食べきりましょう! という運動で以下のことを推進しています。

- ・食材の使い切り
- ・適量購入
- ・適量注文

また、年末年始等の忘新年会の多いシーズンには、宴会五箇条として以下のことを幹事さんに呼びかけています。

- 1 適量注文
- 2 幹事さんから「おいしく食べきろう」の声かけ
- 3 開始 10~30 分、終了 10 分は、席を立たずにしっかり食べる「食べきりタイム」
- 4 食べきれない料理は仲間で分け合う。
- 5 食べきれなかった料理は、お店の方に確認して持ち帰る。

「おいしいえちぜん食べきり運動」啓発チラシ



(4) 金属類・電気製品リサイクルの推進

小型家電製品や金属製品には希少な金属など有用な資源が含まれていますが、こうした貴重な資源の国外流出や不適正な廃棄物処理をなくすため、平成25年6月から回収ボックスによる小型家電回収を、平成26年5月から月に1回（1月、2月を除く）の金属類・電気製品の拠点回収を行い、金属資源の有効なリサイクルに取り組んでいます。

また、これまで地域によっては粗大ごみ排出時に回収業者とのトラブルが発生していましたが、粗大ごみに出される金属や電気製品が大幅に減少し、県外事業者等とのトラブル防止にもつながっています。

表7-2-3 回収ボックスによる小型家電回収量(kg)

年 度	小型家電
H26	2,060
H27	1,590
H28	1,870
H29	1,940
H30	2,110

表7-2-4 拠点回収による金属類・電気製品回収量(kg)

年 度	金 属	電気製品	実施回数
H26	13,140	23,270	5回
H27	34,677	58,567	10回
H28	36,053	62,260	10回
H29	44,066	72,440	10回
H30	47,196	86,950	10回

3 廃棄物の適正処理に向けて

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の中で、廃棄物量の増大、廃棄物の質の多様化が進み、その処理に伴う生活環境への影響が大きな社会問題となっています。

このような状況の中で、自然・生活環境の保全、限りある資源の有効利用及び廃棄物最終処分場の延命化を図るためには、廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルを推進し、廃棄物を可能な限り資源として有効に活用することが必要です。

(1) 不法投棄

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により禁じられた行為であり、悪質なケースについては、警察が捜査を行います。

廃棄物をみだりに捨てる行為は、重大な犯罪であり、産業廃棄物、一般廃棄物に関らず、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（又はこの併科）が科せられます。

また、法人等の従事者などが、法人等の業務に関し廃棄物を不法投棄した場合には、法人等に対し3億

円以下の罰金が科せられます。

不法投棄された廃棄物の処理は、投棄した者が行います。しかし、投棄者が判明しない場合には、土地の所有者（管理者）が処理を行うこととなりますので、不法投棄されないように日常から土地の管理を行うことも大切です。

しかしながら、廃棄物処理や不法投棄の問題は、切実さを増しています。

本市では、廃棄物の不適正処理、不法投棄等の防止と廃棄物処理関係事業者の資質の向上を図るため、丹南地域廃棄物不法処理防止連絡協議会とともに、これらの事犯に対しては、迅速かつ的確な対応を行い、地域住民とともに廃棄物の適正処理と生活環境の保全に努めています。

主な活動としては、以下のものがあります。

- ① 廃棄物の不適正処理、不法投棄事犯等の情報交換
- ② 産業廃棄物不法投棄事犯の防止の広報、啓発
- ③ パトロールの実施および指導
- ④ 監視カメラの設置

図 7-3-1 市内に設置している監視カメラ



(2) 野外焼却

野外焼却（いわゆるごみの「野焼き」）は、廃棄物処理法により禁じられた行為で、以下に掲げる例外を除き不法投棄と同様の刑罰規定があります。

なお、例外で認められている野焼きであっても、苦情が発生しないように近隣に配慮することが大切です。

例外として認められている野焼き

- ・法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例えばどんど焼き）
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（例えば米のもみ殻焼き、焼畑）
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
- ・法令等で定める構造を有する焼却設備を用いて適切な方法で行う焼却